

第1弾 田原本町マンホール蓋広告掲載に係る募集要項 (令和8年度)

田原本町(以下「町」という。)が維持管理するマンホール蓋に有料で広告を掲載する広告主を募集します。第1弾の募集は、近鉄田原本駅から西田原本駅につながる遊歩道3カ所で募集します。

1 募集

募集広告主 3者

募集期間 令和8年6月1日(月)～令和8年6月19日(金)

2 広告掲載期間

令和8年10月1日～令和11年9月30日

(最大3年間延長可)

3 掲載するマンホールの場所等

掲載場所は、図1「マンホール蓋広告掲載位置図」をご参照ください。

4 広告掲載にかかる費用

(1) 広告料 1カ所あたり 年額79,200円(税込)

(2) 広告蓋作製費用 88,000円(税込)

※設置工事にかかる費用はありません。

※広告掲載期間終了後のマンホール蓋については、広告主の希望により贈与します。

(3) 広告料と広告蓋作製費用は、町が発行する決定通知書に納付書を同封します。納付確認後に広告蓋の作製となります。

5 特典

町から1広告主に対し1度限り、実際のマンホール蓋とほとんど同じ製法で製造された鋳物製のミニチュア広告マンホール(直径11cm)をプレゼントします。

6 申込資格

下記に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

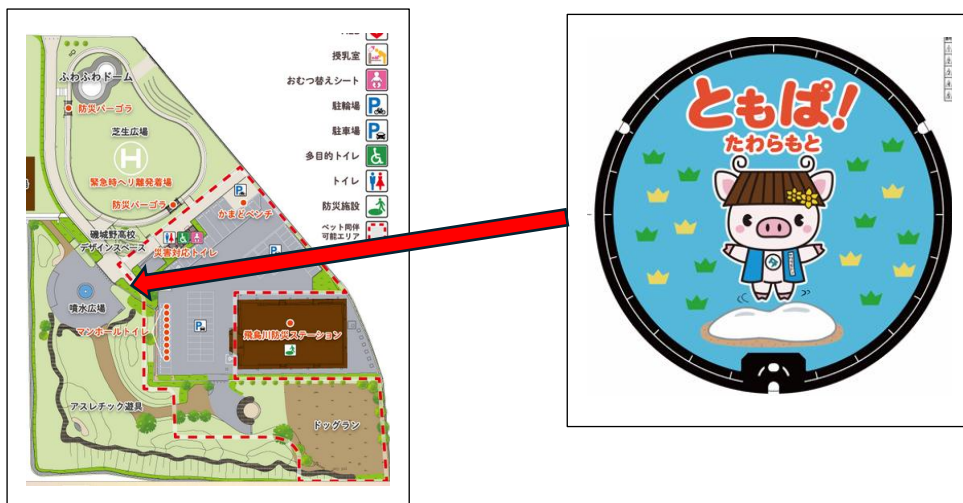
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者又はこれに類する者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生の手續中の者
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (4) 過去に社会的信用失墜行為があり、又は現に社会的信用失墜行為となるおそれがある行為があった者
- (5) 町税等を滞納している者(納付誓約を履行している者を除く。)

7 広告の規格・仕様等

- (1) 広告の規格は、プリントシール蓋(直径 58 cm)の円形です。
- (2) 広告デザイン(フルカラー)をポリウレタン製の専用プリントシールに印刷し、専用の鉄蓋の上に貼り付けたもので、表面は滑りにくいエンボス加工が施されています。
- (3) 掲載する広告の内容は、奈良県屋外広告物条例(昭和 35 年 4 月奈良県条例第 17 号。以下「県条例」という。)及び田原本町奈良県屋外広告物条例施行規則(平成 27 年 10 月田原本町規則第 10 号。以下「町規則」という。)に規定する表示の方法に関する色彩等の基準を満たす必要があります。
- (4) 申込資格や広告の内容等について、町の審査を通過したものののみ掲載可能となります。

※同じ製法で作製したマンホールを「ともば!たわらもと」に設置します。

(6月8日設置予定)



8 申込方法

申込様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて、まちづくり建設課下水道係まで直接ご持参ください。(受付：平日 9時00分～16時30分)

[申込様式]

- ・田原本町下水道マンホール蓋広告掲載申込書(様式第1号)

[添付書類]

- ・法人の場合
 - ①登記簿謄本と定款の写し
 - ②会社概要を確認することができる書類
- ・個人事業主の場合
 - ①住民票の写し
 - ②事業概要を確認することができる書類

9 その他の注意事項

- (1) 同一の設置場所に複数の申込があった場合は、くじによる抽選で審査の順を決定します。
- (2) 広告デザインの使用等に関しては、町に無償で提供するものとし、町はデザインをPR活動に積極的に活用していくものとします。ただし、広告デザインに関する著作権、意匠権、その他の知的財産に関する権利は広告主が有するものとします。

10 お問い合わせ窓口

田原本町 産業建設部 まちづくり建設課 下水道係
TEL 0744-34-2076

図1

マンホール蓋広告掲載場所図

○近鉄田原本駅エリア

近鉄田原本駅（西側）と西田原本駅（東側）の間に位置する遊歩道のアーケード下の①～③に設置します。

